

令和5年度 第5回理事会 承認

令 和 6 年 度
事 業 計 画 書

公益財団法人 宮城県環境事業公社

令和6年度事業計画

1 廃棄物の処理に関する事業

(1) 廃棄物の処理量

令和6年度の廃棄物処理量は、通常の産業廃棄物65,000トンを処理する計画とし、種類については次のとおり見込むもの。
なお、手数料収入は1,317,840千円を見込むもの。

【産業廃棄物処理量 内訳】

種 別	数 量 (トン)	構成比 (%)
廃プラスチック類	20,500	31.5
がれき類	14,200	21.9
廃石膏ボード	10,800	16.6
ガラスくず、陶磁器くず等	7,100	10.9
石綿含有廃棄物	5,800	8.9
無機性汚泥	4,200	6.5
その他の	2,400	3.7
計	65,000	100.0

(2) 主要な委託業務及び工事等

令和6年度実施する主要な委託業務及び工事等を、下記のとおり計画するもの。

区 分	予算額 (千円)	件 数
① 通常事業	408,194	5件
② 新規事業	1,386,540	8件
③ 継続事業	305,620	9件
主な委託業務 及 び 工 事 等 計	2,100,354	22件

① 通常事業

ア 埋立業務（令和4年度～3カ年契約）

第3埋立地内での産業廃棄物埋立処分・覆土、処分場内維持管理、災害防止対策等の業務を行うもの。

イ 覆土材採取及び運搬等業務（令和4年度～3カ年契約）

覆土材として使用する建設発生土等の場内仮置場での受入、各埋立地への運搬等を行うもの。

- ウ 浸出水処理施設運転維持管理業務（令和3年度～4ヵ年契約）
埋立地からの浸出水の水質・水量を下水道放流基準に適合するまで処理するため、各種機器・装置等の運転管理業務を行うもの。
- エ 原水送水設備点検整備業務
各埋立地に設置している原水送水ポンプや電動仕切弁の点検を行うもの。
- オ 各種モニタリングの実施
法令及び協定に基づき、処理場内の浸出水、下水排出水、観測井、河川水等の水質及び放射能濃度等について定期的に分析し、水質管理等に万全を期すもの。

② 新規事業

- ア 切土場法面保護工事
切土場の造成において、掘削が終わった法面等へ緑化による保護工を施工し、浸食防止、土砂流出及び砂塵発生の防止を図るもの。
また、防災調整池を完成させるため護岸工などを施工するもの。
- イ 旧浸出水処理施設解体工事
令和4年3月に運転を停止した旧浸出水処理施設は、建設後40年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、解体及び撤去を行うもの。
- ウ 遮水工事（令和6年度～2ヵ年契約）
埋立地嵩上げ計画に伴う遮水シート工事並びに雨水排水工事を実施するもの。
- エ 新産業廃棄物最終処分場埋立地造成等工事発注支援業務
新産業廃棄物最終処分場に係る造成等工事及び浸出水処理施設建設工事等の発注の支援を委託するもの。
- オ 新産業廃棄物最終処分場埋立地造成等工事（令和6年度～4ヵ年契約）
新産業廃棄物最終処分場について、令和9年度の施設供用開始に向け、4ヵ年事業として埋立地造成等工事を実施するもの。
- カ 新産業廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事（令和6年度～4ヵ年契約）
新産業廃棄物最終処分場の浸出水処理施設について、令和9年度の施設供用開始に向け、4ヵ年事業として設計及び建設工事を行うもの。
- キ 新産業廃棄物最終処分場埋立地造成等工事他施工監理業務（令和6年度～4ヵ年契約）
新産業廃棄物最終処分場に係る造成等工事及び浸出水処理施設建

設工事等の施工監理を委託するもの。

ク 町道鷹ノ巣線鷹ノ巣橋詳細設計業務

新産業廃棄物最終処分場の令和9年度の施設供用開始に向け、アクセス道路に接続する町道鷹ノ巣線にかかる鷹ノ巣橋を改良するため、令和5年度の基本設計に引き続き詳細設計を行うもの。

③ 継続事業

ア 埋立地嵩上基本構想実施設計外業務（令和4年度～3カ年契約）

埋立地の嵩上げによる埋立容量増大について、測量、地質調査から実現可能性の良否を判断し、設計を行うもの。併せて、将来的に大雨等による浸出水量の増加に対し、計画的で安定した埋立地管理及び浸出水処理を行えるよう、浸出水量増加対策を策定・実施するもの。

イ 切土場取付道路整備工事（令和5年度～2カ年契約）

埋立終了後に多目的広場として利活用を見込む切土場に、廃棄物覆土材として利用するため受入れする河川掘削土を仮置きするが、搬入路となる町道からの取付道路を造成するもの。

ウ 南亀山展望台等施設整備工事（令和5年度～2カ年契約）

埋立跡地の利活用の一環として、令和4年度の実施設計の成果をもとに南亀山に展望台等を整備するもの。

エ 南亀山展望台等施設整備に伴う立木伐採作業補償（その2）

南亀山展望台等整備に伴う立木の伐採補償を土地所有者へ行うもの。

オ 埋立跡地等利活用検討業務

令和4年度から実施している埋立跡地でのそば栽培について、引き続き実証実験を行うもの。また、宮城県が枝もの用クロマツ栽培を推進していることから、公社敷地内のマツから採取した種子を活用して試験栽培を行うもの。

カ 新産業廃棄物最終処分場整備環境影響評価業務（令和4年度～3カ年契約）

新産業廃棄物最終処分場の建設が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行い、公害防止及び自然環境の保全に努め、当該事業の適正を図るため、環境影響評価を実施するもの。

キ 新産業廃棄物最終処分場整備水文調査及び地質調査業務
(令和4年度～3カ年契約)

新産業廃棄物最終処分場周辺の水文及び当該区域の地下地盤を調査するもの。

ク 新産業廃棄物最終処分場実施設計業務（令和5年度～2カ年契約）

新産業廃棄物最終処分場の建設に当たり、廃棄物を埋立処分するためには必要な構造物や設備等の設計、実施設計図の作成、工事費の算定、並びに全体配置計画の実施設計を行うもの。

ケ 新産業廃棄物最終処分場アクセス道路測量設計業務（令和4年度～3カ年契約）

新産業廃棄物最終処分場に接続する道路の測量設計を実施するもの。

(3) 覆土材としての河川掘削土の活用（建設発生土の受入）（令和4年度～4カ年契約）

宮城県が管理する河川で実施する河道掘削及び堆積土砂撤去工事の建設発生土を廃棄物覆土材に利用するため、受入れするもの。

2 循環型社会の形成に関する事業

(1) 環境セミナーの開催

地球環境問題などをテーマとし、環境に負荷の少ない「循環型社会」を形成するための普及啓発活動として、行政・一般県民を対象として開催するもの。

(2) 環境関連事業への協賛

宮城県や県内の市町村及び団体等が、循環型社会形成の促進を目的として実施する普及啓発活動に協賛するもの。